

## 宝塚市と事業者等との包括連携協定に関する実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市が事業者等と締結する包括連携協定について必要な事項を定め、市と事業者等がそれぞれ保有する資源を効率的かつ効果的に活用し、SDGsの達成に向けた取組を進めるとともに、地域課題の解決、地域活性化及び市民サービスの向上を図る協働・共創の取組を推進し、持続的に発展できるまちづくりの実現に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 民間企業、大学その他の法人をいう。
- (2) 協働 事業者等と市がそれぞれに果たすべき責任と役割を分担しながら、相互に補完し、及び協力して進めること。
- (3) 共創 協働により新たな価値を創造すること。
- (4) 連携事業 市と事業者等が第1条の目的を達成するために行う役務の提供、物品の提供又は貸与その他これらに類する行為（事業者等が自らの申出により行う反対給付（実費相当額の支払を除く。）を伴うものを除く。）をいう。
- (5) 包括連携協定 連携事業の実施に当たって必要な事項を定め、市及び事業者等双方の合意の上で締結する協定をいう。
- (6) CSV 活動 共通価値の創造。社会課題解決と競争力向上を同時に実現する活動をいう。

### (包括連携協定の基本的な考え方)

第3条 包括連携協定の基本的な考え方は、次に掲げる原則のとおりとする。

- (1) 対等の原則 それぞれが対等な関係にあることを認識し、互いの立場及び意見を尊重すること。
- (2) 情報公開・情報共有の原則 まちづくりに関する情報を公開し、共有すること。
- (3) 相互理解の原則 それぞれの立場及び違いを認め、相互理解を深め、信頼関係を大切にすること。
- (4) 自主性・自立性尊重の原則 それぞれの力を最大限生かすため、自主性、自立性を尊重すること。
- (5) 目的の明確化と共有の原則 協働・共創しようとする連携事業の目的を明確にし、共有すること。
- (6) 役割分担の原則 果たすべき役割及び責任を調整し、役割を分担し、連携事業の目的を達成できるように取り組むこと。
- (7) 相互変革の原則 互いに話し合い、理解し合い、柔軟に対応し、協調し、自己変革をいとわないで活動すること。

(8) 評価・検証の原則 連携事業を評価し、検証し、その結果を共有して次の連携事業に役立てること。

(事業者等の基準)

第4条 市長は、次の各号のいずれにも該当しない事業者等に限り、包括連携協定を締結することができる。

- (1) 法令等に違反する行為を行ったもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行うもの
- (3) 法律に定めのない医業類似行為を行うもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者の関与が認められるもの
- (5) 特定の政治的又は宗教的活動を目的に設立したもの
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）等による手続き中である団体
- (7) 前各号に掲げるもののほか、包括連携協定の対象として適当でないと市長が認めるもの

(連携事業の基準)

第5条 次の各号のいずれかに該当する事業は、連携事業の対象としない。

- (1) 事業者等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするもの
- (2) 事業者等の利益誘導のおそれがあるもの
- (3) 特定の政治的又は宗教的活動を目的とするもの
- (4) 連携事業の実施に当たって、必要となる法令等に基づく許可等を受けていないもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、連携事業として適当でないと市長が認めるもの

2 前項各号のいずれにも該当しないものであって、次の各号に掲げるものについては、連携事業の対象とする。

- (1) 包括連携協定の目的及び連携・協力事項の趣旨に沿った事業者等の商品又はサービスについて、連携事業の一環として市民等に紹介するもの
  - (2) 連携事業として適切であり、かつ、事業者等のCSV活動に資するもの
- (包括連携協定の締結等)

第6条 市長及び事業者等は、連携事業の内容、包括連携協定の条件、有効期間その他の必要な事項について事前協議を行った上で、包括連携協定の締結が市と事業者等との協働・共創の取組の継続性及び発展性に寄与するか否かを踏まえ、包括連携協定の締結の可否を判断するものとする。

2 市長及び事業者等の双方が包括連携協定の締結に合意したときは、当該合意内容を明

記した書面（以下「包括連携協定書」という。）を作成し、包括連携協定を締結する。

（結果の公表）

第7条 市長は、包括連携協定を締結した場合には、記者発表、ホームページへの掲載その他適切な方法により、速やかにその内容を公表するものとする。

（協定の有効期間）

第8条 包括連携協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、市長又は事業者等に特別の事情がある場合には、この限りではない。

2 市長又は事業者等が前項に規定する有効期間満了の日の1月前までに協定の解除の申出がない場合には、当該有効期間満了の日の翌日から1年間有効期間を延長するものとする。

（協定の解除）

第9条 市長は、事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事業者等との包括連携協定を解除することができる。

（1）包括連携協定の締結中に第4条各号に掲げる基準のいずれかに該当することになったとき。

（2）監督官庁から営業の取消し、停止その他これらに類する処分を受けたとき。

（3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に基づき市の入札に参加できない団体に該当したとき。

（4）地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定に基づき市から公の施設の指定管理に係る業務の全部若しくは一部を取り消され、又は当該業務の全部若しくは一部を停止されたとき。

（5）破産法（平成16年法律第75号）、民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づくいずれかの手続について申立てがなされたとき。

（6）包括連携協定に定める連携事業の実施に必要な資格その他許認可等について、監督官庁から取消処分又は停止処分を受けたとき。

（7）前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

（実績報告等）

第10条 市長又は事業者等は、相手方に対し、包括連携協定に基づく連携事業について実績の報告を求めることができる。

2 市長又は事業者等は、5年以上連携事業の実績がない相手方に対し、包括連携協定の継続について協議の場を設けることができる。

（協議）

第11条 この要綱及び包括連携協定書に定めのない事項又はそれらの内容等に疑義が生じた場合には、市長及び事業者等がその都度協議の上、これを取り決めるものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、協定について必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。